

旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、改姓による日常生活での不便や不利益を早急に解消することを求める意見書

近年、夫婦が別々の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論が活発化している。婚姻により、女性が男性の氏を選択した場合、生来の名前で築いたキャリアの継続性が損なわれることや、自己同一性の喪失、さらには、公的書類等における改姓手続きの煩雑さなど、婚姻前の氏を引き続き使用できないことが日常生活の支障になっている等の様々な意見がある。

氏のあり方は、世界各国でそれぞれの伝統文化、歴史、宗教などに基づいて決定されており、我が国においては、明治以降、氏を夫婦共通のものとし、その夫婦の下に生まれてきた子ども両親と同じ氏とする同氏制度が採用されている。

そのため、この制度を基準に編成された戸籍に基づき、国民生活に直結する様々な法律や各種手当など社会福祉制度が有効に機能しており、また、血族・姻族・配偶関係など全国民相互間の身分関係を明らかにできる極めて公証力の強い制度であり、世界に誇るべき我が国固有の文化である。

そのような中、選択的夫婦別姓の問題は、日常生活での不利益など、特に大人の視線での議論が先行しており、仮にその制度を導入した場合、家族の視点やこれから生まれてくる子どもたちにどのような影響を及ぼすのか、家族・子どもの最善の利益という視点での議論が十分であるとは言い難い状況にある。家族は社会の基礎単位であり、社会は家族によって保たれ、それによって個人も守られている。夫婦別姓は、親子別姓、兄弟別姓をもたらす結果を招き、社会の基盤である家族のあり方に大きな影響を与えることから、慎重の上にも慎重を期すことが求められる。

現在、夫婦同姓の制度を維持しながら進められている現実的な対応として、身分証明書として使用されるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、現在の通称使用では十分ではないという指摘があるため、とりわけ働く女性が不利にならないよう法的にしっかり整備する必要がある。

よって、国においては、令和2年に策定された第5次男女共同参画基本計画にあるように、家族の一体感、子どもへの影響を十分に考慮し、夫婦・親子同姓制度を維持しつつ、全ての人々が社会生活においてその能力を存分に発揮できるよう、旧姓の通称使用に法的根拠を与えてより強固なものとし、改姓による日常生活での不便や不利益を早急に解消するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年7月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
法務大臣  
女性活躍担当大臣

福島県議会議長 太田光秋